

(様式第1号)

平成26年度 第2回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成26年11月7日(金) 午後1:00~午後2:30
場 所	芦屋市役所 北館2階 第3会議室
出 席 者	会 長 岩田 弘三 副 会 長 内山 忠一 委 員 麻木 邦子 委 員 岩尾 實 委 員 新谷 勝彦 委 員 高原 利栄子 委 員 津川 雅勇 委 員 夏川 龍也 委 員 西畑 洋子 委 員 船橋 久郎 事 務 局 佐藤 徳治 総務部長 上田 剛 総務部職員課長 長谷 啓弘 総務部職員課労務・給与係長 小山 慶子 総務部職員課労務・給与係課員
事 務 局	総務部職員課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ・会の成立と会議録署名委員の指名
 - ・第1回会議録の確認
 - ・追加資料の説明
 - ・諮問内容の審議
 - ・次回審議会日程の確認
- (4) その他

2 提出資料

芦屋市特別職報酬等審議会(追加資料)平成26年11月7日 一式

3 議事

(1) 会の成立と会議録署名委員の指名

会 長) ただいまから、第2回芦屋市特別職報酬等審議会を開催いたします。本日の会議は、委員10名中10名の出席を得ていますので、成立していることを報告します。

(2) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に、本日の会議の会議録に署名していただく方を決めさせていただきます

す。内山委員と新谷委員にお願い致します。

(3) 前回の議事録の確認

会 長) 前回の会議録の確認をしたいと思います。事務局，説明をお願いします。
(事務局，会議録を説明)

会 長) 会議録について，ご意見はございませんか。
(異議なし)

会 長) それでは，前回の会議録を承認いたします。

(4) 追加資料の説明

会 長) 事務局は，前回に請求のありました追加資料について説明してください。
(事務局，資料を説明)

(5) 諮問内容の審議および追加資料の質疑

会 長) それでは，諮問内容の審議に入ります。本日は，事務局から提出された前回と本日の資料に関する質疑もあわせ，特別職の給料，議員の報酬の額の改定について審議していきたいと思います。

会議の回数も限られておりますので，本日は現行の額から改定するのか，しないのかの方向付けまで議論ができればと考えております。まずは提出された資料についての質疑はございませんか。

委 員) 議員報酬の中に政務活動費は含まれていますか。

事務局) 含まれていません。

委 員) 追加資料12ページに地域手当が平成5年から平成25年まで10%と記載されています。地域手当は平成18年から支給されていると聞いていますが，それ以前についてはなぜ10%の地域手当が支給されていたのですか。

事務局) 平成18年度に給与構造改革が国の方で示され，それ以降の年度において地域手当が支給されています。それ以前の平成17年度以前は調整手当という名目で10%という手当が支給されています。平成17年度以前の人事院規則を見ていただくと，10%という調整手当を支給することが記載されています。本日配布しました資料について，平成17年度までは調整手当という記載をすべきでした。

委 員) 日本全国同じ率で支給されているのですか。

事務局) 一律10%ではなく，地域ごとに差が設けられていました。ただ地域手当のように地域での基本給同士を比べ，その補完的要素として支給する形を取るのではなく，全国一律の給料表で給料を支給しているのですが，や

はり地域間で物価水準の差はあるということで、そこを調整するための手当として設けられていたものが調整手当です。地域手当と比較して地域ごとの差が少し曖昧な色彩はあるものの地域間の差を埋めるという考え方については同じです。調整手当についても6%で支給されている地域もあれば10%で支給されている地域もありました。

委員) 前回資料の15ページを見ていただきたいのですが、芦屋市においては地域手当が10%支給されています。つまり836,000円×1.1をした919,600円が支給されていることになります。これを他市と比較した場合、芦屋市は10%の地域手当が加算をされていますが、他市を見ると6%や0%の市があります。したがって919,600円と他市との金額を比較したものを見比べたいと思います。前回自分が質問した、「グロスで比較する」というのはそういう意味で発言しました。芦屋市は10%、西宮市は0%、となっているので、地域手当反映後の金額を資料として載せるべきではないかと思います。

事務局) グロスの考え方については委員のおっしゃるとおりです。ただし地域手当に関しては、まずは本給部分について全国一律で決めて、あとは地域間の給与格差とか物価賃金水準の格差を手当で埋め戻すという考え方です。つまり0%となっている市も正しいですし、10%という市も正しいというのが国の考え方です。

事務局としましては、グロスで見える事ができるような表を作るとともに、その加算がある地域とない地域が分かるように別立てで資料を作成しています。つまり両方の数値を資料として見ていただければと考えています。

委員) 資料の作り方については分かりました。

委員) 当時市長は20%、副市長は17%の給料カットを実施して、その下げた分を10%の地域手当で上乗せをしたという説明を前回受けたと思いますが、せっかく下げているのにもかかわらず地域手当を増やすことは、地域手当を知らない市民にとっては単純に給料が下がったという印象だけになると思います。

事務局) 前回地域手当の質問が出た折に、本給部分を5%近く下げてその代わりに地域手当をつけたという話をさせてもらいましたが、それは我々一般職の話です。加えて言いますと、我々だけではなく、全国津々浦々の地方公務員がその考え方に則って、給与の一部を地域手当に積み替えるというのが、平成18年度の人事院勧告で出された給与構造改革です。これは都心

部で働く地方公務員と中山間地で働く公務員が同じ給与ではおかしいのではないかということが国で議論され、そこを見直すためにまずは本給部分を大きく引下げ、大きく引き下げた分を原資として、地域ごとの賃金水準に沿って必要である地域には必要である割合の地域手当を支給し、必要ではない地域には地域手当を支給しないという方針転換を国がされました。これは一般職だけの話です。

委 員) 地域手当はすべて国庫から負担されているのですか。

事務局) 市民の方が納めていただいた税金から支出されています。

委 員) それが市民税の中から出すのであれば、市民が負担する額については変わらないと思います。

事務局) 絶対額としてはそれほど変わらないと思います。

委 員) 例えば議員の報酬が何%かカットされていたが、今ではそれも戻っています。我々市民からすれば給料は下がっていますが、地域手当に積み替えられているので表面上は変わらないと思います。

事務局) 一般職は変わりません。給与構造改革は、給与体系の構造を変えるというもので、人事院勧告は毎年官民比較をしており、民間より官の方が高い場合には下げの勧告が出ます。平成18年度については、この単年度ごとの上げ下げとは別に、長年使ってきた給料表に地域間格差が大きく発生してきていることを是正するという別の勧告が出されました。その際に本給部分を減らすべきという地域と、そうでない地域が存在するので、その手法としてまず本給部分を一律引下げようと。その中で下げ過ぎになっている都心部については地域手当をもって穴埋めをしようというものです。総額としては大きく変わらないのですが、地域ごとの配分が変わったということです。

会 長) 市民の税金の使われ方がどうなったのか、ということについては理解しましたが、今回の話は特別職と議員の報酬月額について諮問を受けているので、まずはこれを改定するべきなのか、改定しないのかの方向性を審議したいと思っています。

委 員) 今回の諮問書を見ると、「市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、ご審議いただきたい。」とだけ書かれており、額を上げるのか、下げるのか、現状のままでいいのか、どうして欲しいのか書かれていません。またなぜこの時期にこういう諮問をしなければならないのかという理由も書かれていません。額について審議して欲しいとい

うことで、いくら額にするということを行うのは簡単ですが、なぜそういう数字が出てきたのか裏付けが必要になってきます。今給料を上げるといような話をされましたが、上げる事はすでに決められた事なのでしょうか。

会 長) 会の始めに、「現行の額から改定するのか、しないのかの方向付けまで議論をしたい」と申しあげましたので、それを今から決めたいと考えています。事務局としてはその進め方でいいですか。

事務局) それでお願いします。

会 長) それではまずは現行の額から改定するのか、しないのかの方向付けについて今から議論していただければと思います。

委 員) 先ほど給料と地域手当の件につきまして、もともと給料部分だったものを、給料の一部引き下げて地域手当で補充するという説明がありましたが、これは違ってくる部分があります。前回資料の10・11ページの給与に関する条例の中で、期末手当については給料及び地域手当の合計額に支給月数をかける計算になっていますが、退職手当は給料月額のみになっており地域手当が入っていません。これは地域手当を給料から分離させることによって総額が低くなっているのではないかと思います事務局としてはいかがでしょうか。

事務局) 委員のおっしゃるとおりです。

委 員) つまり地域手当を分けることで退職手当の額が減るということでしょうか。

事務局) そのとおりです。

委 員) 本日の資料の諸手当について説明を受けましたが、これは給料月額をベースに諸手当の額も変わるということですか。

事務局) 変わる手当とそうではない手当があります。例えば時間外勤務手当については本給がベースになっています。一方管理職手当は国の考え方でいうと定額で支給するように言われていますので、各自治体が国や近隣の支給動向を見ながら定額で支給しています。

会 長) 審議会の進め方としては、過去についてはこうだったがこうなりましたとか、当時の財政状況がこういう状況からこう変わりましたとか、人口がどれだけ増えましたとか、そういう状況の変化がある中で、特別職の給料の額と議員の報酬の額を改定するのか、そのままにしておくのか、このことについての審議をいただくものです。それを決める事が第一義的だとい

うことで審議をお願いします。今回はある程度の議論が終わった段階で、委員の過半数以上の賛成をもって方向性を定めたいと考えています。

委員) 市長の立場で考える場合と市民の立場で考える場合では違うと思います。また市の財政や将来を考えた上で、どの水準がベストなのかを考えなければなりません。私自身民間出身であり、給料については会社の利益から出ていました。つまり自分たちの努力によって給料をもらっていた。そういう財政的な部分からも見ていく必要があると思います。

会長) 当市と言うまでもなく市長は芦屋市を執行する責任を持っている人です。過去と現在を比較していただき、このままでいいのか、下げるべきなのか、少しでも上げるべきなのか、まずはその方向性を決めたいと思います。

公務員の給料が高いのかどうかは分かりませんが、行政の長であり、その長になる人の意識は過去とはずいぶん変わってきていると思います。市長という仕事として意識を高く持って欲しいと思いますし、行政の長としてリーダーシップを取っていただけるような形で我々の方向性を決めていきたい。客観的数字、情勢も変わってきている中で、そういったことにも配慮をいただきながら議事を進めていきたいと考えています。

委員) 市はどここの会社とも同じで、まずは歳入を量らなければならないと思います。歳入を重視して、それに人口の増減を加味して考えるべきだと思います。逆に議員は人口を重視して報酬を考えるべきだと思います。教育長については歳入面でいうと川西市と三田市が比較的近いので、そこから見ると教育長の報酬は妥当だと思います。芦屋市の歳入が463億、川西市が528億、三田市が353億。教育長の給料月額が、芦屋市は675,400円、川西市が702,114円、三田市が661,000円。その辺を比べると妥当だと思います。議員については人口で見ると兵庫県では高砂市、類似団体では神奈川県伊勢原市と長野県安曇野市、その辺の人口が近いので、そこと比較をすると少し高いかなと思います。

委員) 芦屋の財政は資料から見ても健全になってきていると思います。個人市民税の1人あたりの納税額は常に日本一。芦屋市には産業らしい産業はないので、将来的には住宅・教育の充実した街として発展していくことになると思います。芦屋市はいい街だから阪神間・近畿一円のお金持ちが芦屋に居を構える、結果的には芦屋市の市税収入は非常に豊かなものになります。財政が健全化になっている中で、市長をはじめとしたトップクラスの

給料については日本の各自治体と比較してもトップレベルの水準にすべきだと思います。これまで震災を機に引下げをしてきたが、本来の芦屋市の姿を考えても、今のままでいいのかどうか。個人的には少しでも上げる方向で考えるべきだと思います。優秀な人材が芦屋市の要職に就いていただけるように魅力ある給与体系にすべきだと思います。またトップに立つ人間はそういう給与であるべきだと思います。

会 長) こういう意見が出ました。改定しないという結論ではなく、改定する方向で議論を進めてもいいですか。

委 員) 私は現状維持でいいと思います。

委 員) 集会所トークでいただいた資料を見ると、芦屋市は平成15年度に行革をスタートさせ、その時点と比較すると市債残高が平成25年度末時点で555億円と約半分まで減らしてきています。その一環として市民病院の改革についても、当時大赤字を出していたものを今では現金ベースで黒字が出る状態にまでできています。こういう今の特別職が努力をしている姿を市民は見ています。それだけに現状よりも上げてもいいのではないのかという市民感情はあると思います。その額をどうするのかということについては、他市との比較も参考にして上げるならいくりに上げるのか、ということでは、次の議論になると思います。今回市長から白紙で諮問されていますので、上げるべきだという意見を持っています。

会 長) 今改定するという意見が多かったと思いますが、他の発言されてなかった委員の方で改定しなくてもいいという方はおられますか。

(意見なし)

改定する場合は、現行の金額を「引き上げる」というのではなく、「カットした率を戻す」という考え方で改定する方が良いと思います。審議会の方針としては、その方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、改定する方向で進めたいと思います。

次回の会議では、特別職と議員の額を決定していきたいと思います。事務局にお願いしますが、平成19年のカット前の額に対して、2%刻みで戻した場合の早見表を作成し、次回に提出してください。

また、退職手当の支給率については次回の会議で決定していきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

- 委員) 1点質問があります。今条例上市長の給料月額が836,000円と書かれていますが、カット前の額はいくらになっているのでしょうか。平成18年度の審議会の際に、カットを条例に合わせるということになったと思いますので、それまでの額を教えてください。
- 事務局) 本日配布した資料の12ページをご覧ください。そこで平成5年度から7年度に掲げている市長の給料月額(1,072,000円)が平成19年度に市長の給料を改定する前の金額になります。
- 委員) 前回の改定はいつでしたか。
- 事務局) 平成19年4月改定で今の836,000円になっています。その前の改定は平成4年度に改定していますので、平成5年度から書かれている金額が前の金額になります。
- 委員) 減額措置をしている期間はどこになるのでしょうか。
- 事務局) 震災以降、平成8年度以降に減額している分についてはこの12ページの資料に記載していますが、具体的にどれくらいのカットをしたのかというのは、前回資料の43ページにカットした期間とカットした率を載せています。
- 委員) 平成18年度までは条例上1,072,000円ということでもいいですか。
- 事務局) そうということです。
- 委員) 今からこの審議会で決めるのは、条例上の金額でいうと下がってきていますが、それをどの額にまで戻すのかということこれから議論していくということですか。
- 事務局) そうです。
- 委員) 一旦戻した上で、その時々々の財政状況などに応じてカットをするかどうかの判断をすることになるということで、今回は条例そのものを見直すということでもいいですか。
- 事務局) という答申の中身にすべきだというご意見でもいいですか。
- 委員) それでいいです。
- 会長) そういう答申も可能なのですか。
- 事務局) 可能です。ただ前回の阪神淡路大震災のような例外的、突発的な事情が発生した場合に、そのような対応を取るのではないかとということが、みなさま方の前提として共有できるのであれば大丈夫だと思います。
- 会長) 市民の方も、もちろん委員の方もそうですが、立場立場の中で芦屋の行

政もしくは街に対する考え方が違うと思います。私は芦屋市の人口が増えているなど感じています。いい人たちが芦屋の街に移住してくれていること、芦屋浜や芦屋病院が良くなっていること、また委員からはこれだけ頑張っているのだから評価してあげてもいいのではないのか、という発言もありました。そういうことも含めて、みなさんからいいご意見をいただいているので私自身いろいろと教えてもらうことがたくさんあります。

ぜひ次回からは平成19年のカット前の額に対して、2%刻みで戻した場合の早見表を提示していただき、その中で議論していただきたいということと、退職手当の支給率についても議論させていただきたいと考えています。

(6) 次回審議会日程の確認

会 長) 前回に日程を決めていただいております、次回は11月19日(水)午後1時からとなっておりますので、改めて確認をお願いします。後日、事務局から開催通知を送付いたします。

4 その他

会 長) 他に、事務局から連絡事項等がありますか。

事務局) 特にございません。

会 長) それでは、本日は、これで閉会といたします。ご苦勞様でした。